荒総第１５７号
令和８年11月９日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長　山中　充治

見　積　依　頼　書

１　工　事　名　浦山ダム分岐管ゲート吐出管補修
２　工事場所　埼玉県秩父市荒川久那地内　浦山ダム
３　工　　期　契約締結の翌日から令和９年３月19日まで
４　工事内容等　別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行うので入札心得書等を熟読のうえ見積書を提出すること。

記

１　現　場　説　明　　実施しない。
２　見積参加要件　　当機構における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、工種区分「機械設備工事」の認定を受けており、かつ、鋼構造物工事業で建設業許可を得ていること。
３　見　積　書　等
　１）　様　式　等　　見積書の様式は任意とするが、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印すること。押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載をすること。
　２）　提出方法　　電子メール、ＦＡＸ、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）の方法による。
　３）　提出期限　　令和８年11月17日　12:00まで
　４）　提　出　先　　独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所
　　TEL：0494-23-1431　　FAX：0494-23-7912
　　メールアドレス：nyukei_arakawa@water.go.jp
　５）　担　当　者　　荒川ダム総合管理所総務課　佐古田
　６）　質　問　書　　令和８年11月11日　12:00まで
　　提出期限　　質問書の提出方法は、２)に同じ。
　　質問の回答については、提出期限の翌日17:00までにHPに掲載する。
　７）　見積回数　　２回を限度とする。
　　なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和８年11月18日　12：00までとする。
　８）　そ　の　他　　①　見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
　　②　見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできない。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできない。
４　見　積　結　果　　見積結果は、契約の相手方として決定した者のみに、原則として、見積書の提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに電子メール又はＦＡＸで通知する。
５　そ　　の　　他
　１）　契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
　２）　請負代金の支払いについては、引渡し確認後の一括支払とする。
　３）　最低金額を提出した見積者が複数いる場合は、「くじ」により契約の相手方を決定する。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおり。
　４）　契約の相手方となった場合は、請書を提出すること。

浦山ダム分岐管ゲート吐出管補修

仕　様　書

令和８年 11 月

独立行政法人水資源機構
荒川ダム総合管理所

第１章　共通

第１節　総　　則

１－１　工事概要

本工事は、浦山ダムが管理している利水放流設備について、円滑な運用を図るために分岐管ゲート吐出管の溶接補修を行うものである。

１－２　工事場所

埼玉県秩父市荒川久那地内　浦山ダム

１－３　工　　期

契約締結の翌日から令和９年３月 19 日まで

第２節　一般事項

２－１　施工範囲

本工事の施工範囲は、次表に示す設備の準備、整備、片付けまでの一切とする。

設備名	作業内容	数量	備考
利水放流設備 分岐管ゲート	吐出管溶接補修	１式	ハウジング部

２－２　提出図書

１．工事着手前に、提出するもの
　(1)　作業手順書（補修方法）　　2 部(1 部返却)

２．工事の進捗に合わせて提出し、承諾を受けるもの
　(1)　工事材料に係る仕様等　　2 部(1 部返却)

３．工事の進捗に合わせて提出するもの
　(1)　段階確認書　　2 部(1 部返却)

４．工事の完了時までに提出するもの
　(1)　整備報告書（工事写真含む）　　1 部

５．事故調査表（作業月のみ）　　1 部(前月分を翌月 7 日までに)

６．その他監督員の指示するもの　　必要部数

２－３　段階確認

受注者は、次表に示す施工段階において、担当職員の立会のもと段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認時期項目等を事前に担当職員へ書面により提出しなければならない。

種　別	細　別	確認時期項目	確認内容
整備	吐出管溶接補修	整備完了時	整備完了状況

第２章　整備

第１節　整備

１－１　整備内容

整備内容については下表に示すとおりとする。

設備名	作業内容	数量	備考
利水放流設備 分岐管ゲート	吐出管溶接補修 【補修範囲】 □約 0.15m×0.15m 孔食深さ約 4mm	１式	ハウジング部 （右岸側１箇所、左岸側１箇所） 材質：SUS304

１－２　作業条件等

１．作業日程については、事前に分岐管ゲートを使用しない期間を機構担当者と調整のうえ決定するものとする。作業中は、発電放流または主管ゲートからの放流を原則とする。

ただし、水運用等により突発的に分岐管ゲートを使用する場合もあるため、機構担当者と常時連絡を取れる体制を整えるものとする。

２．補修作業は、修理用ゲートを全閉にし、主ゲートー修理用ゲート間の残水を抜水した後に行うものとする。また、発電代替放流は機構側で「切」に設定し、機側操作盤内の動力電源を「断」にした上で安全に行うものとする。整備後は電源の復旧、充水完了等整備前と同じ状態に戻すものとする。

なお、マンホールの開閉は本作業に含むものとする。

３．放流管内は狭く滑りやすいため、換気や吐出管下流側への滑落には十分注意して安全に作業するものとする。

４．修理用ゲートからは漏水（令和８年９月２日時点において 2.5L/min）が生じている。

５．補修作業は目荒らし、脱脂等の表面処理をした後、複数回の肉盛溶接・仕上げを行うものとする。

６．溶接作業は、独立行政法人水資源機構が別に定める機械設備工事共通仕様書（令和５年４月版）によるものとするが、溶接方法等監督員に承諾を受けた場合はこの限りでない。

７．溶接作業により母材並びにゲート本体へ影響を及ぼさないよう注意して行うものとする。

なお、母材の周辺温度等を測定することにより十分な施工管理を行うものとする。

８．補修作業において追加の作業・仮設・養生等が必要となった場合は、機構担当者に協議するものとし、担当者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

９．本作業中に故障・不具合等を発見した場合は、直ちに機構担当者に報告するものとする。

なお、不具合等の補修を追加で依頼することがあり、この場合は協議の上、設計変更の対象とする。

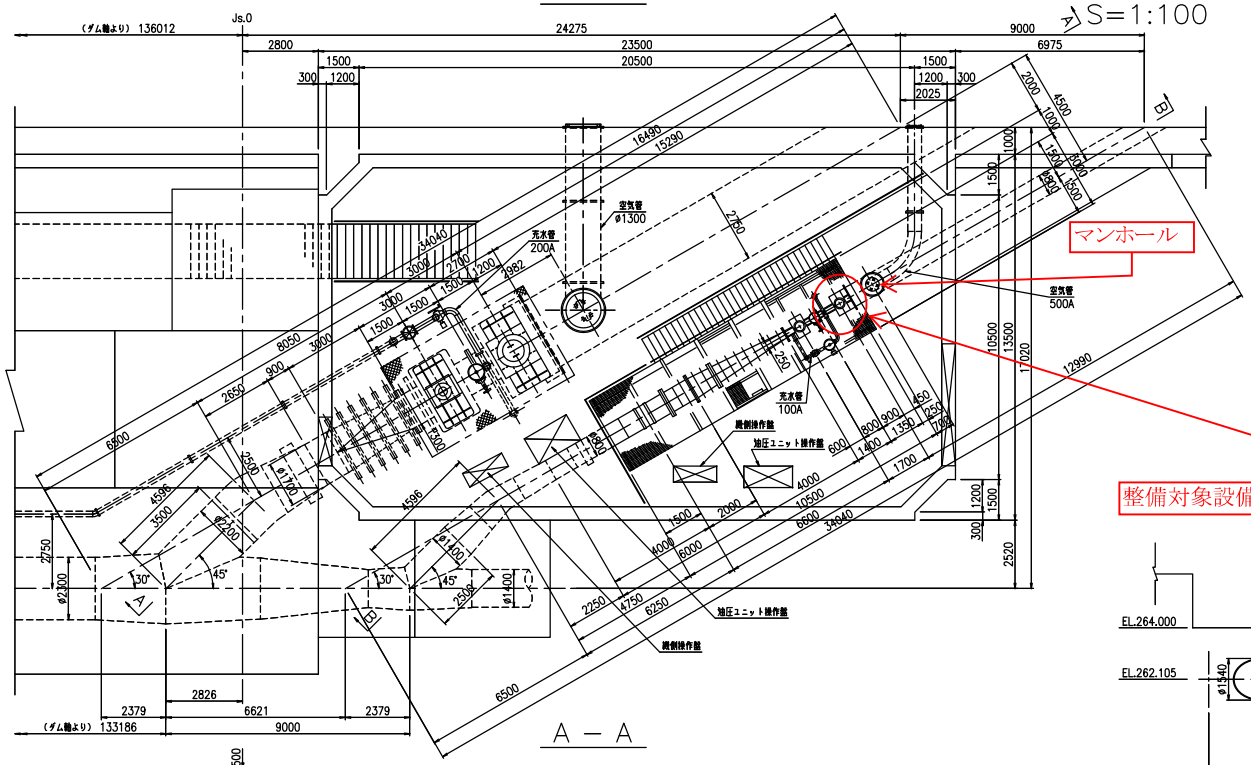
10．整備によりゲート本体及び吐出管部に故障・損傷等を与えた場合は、受注者の責任と費用負担により、復旧させるものとする。

－以上－

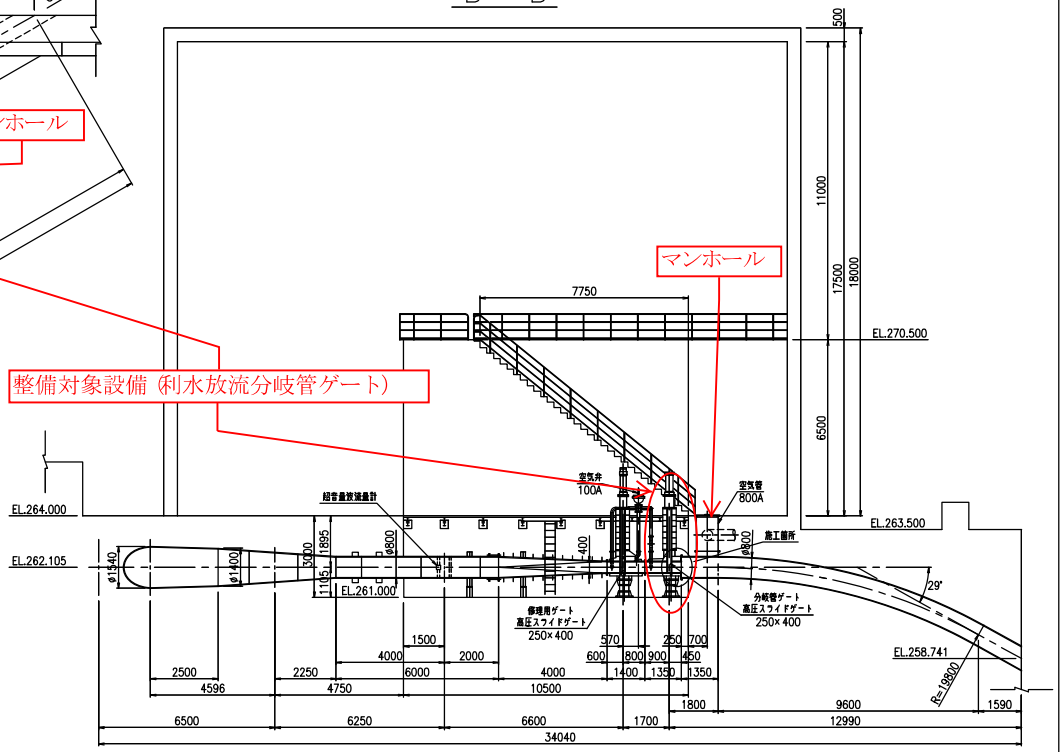
全体配置図

S=1:100

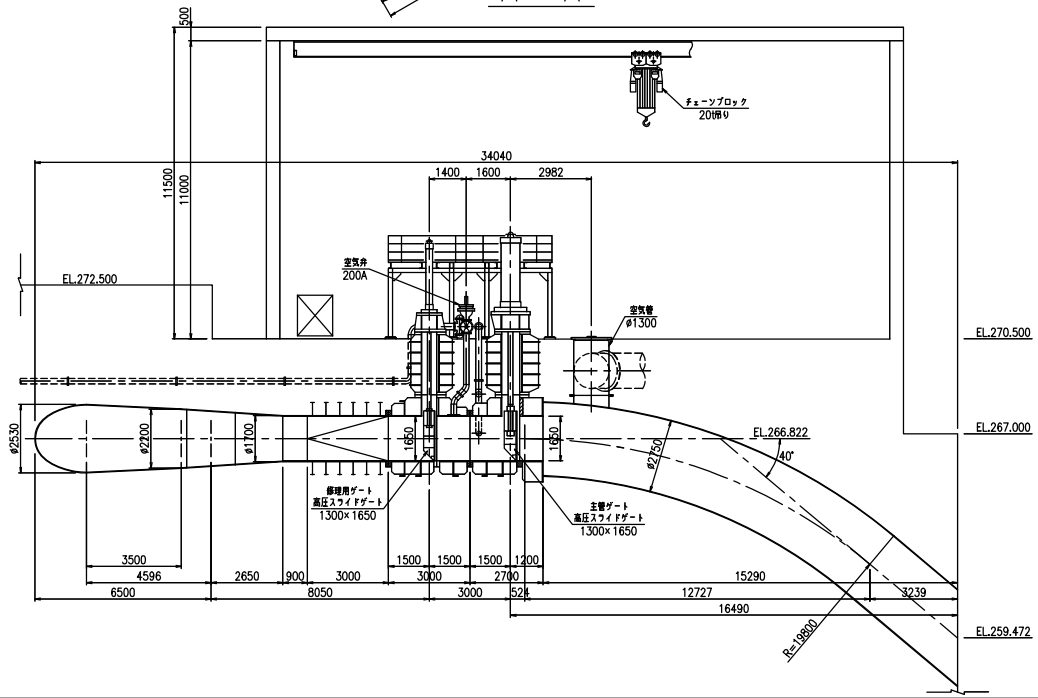
平面図



B－B

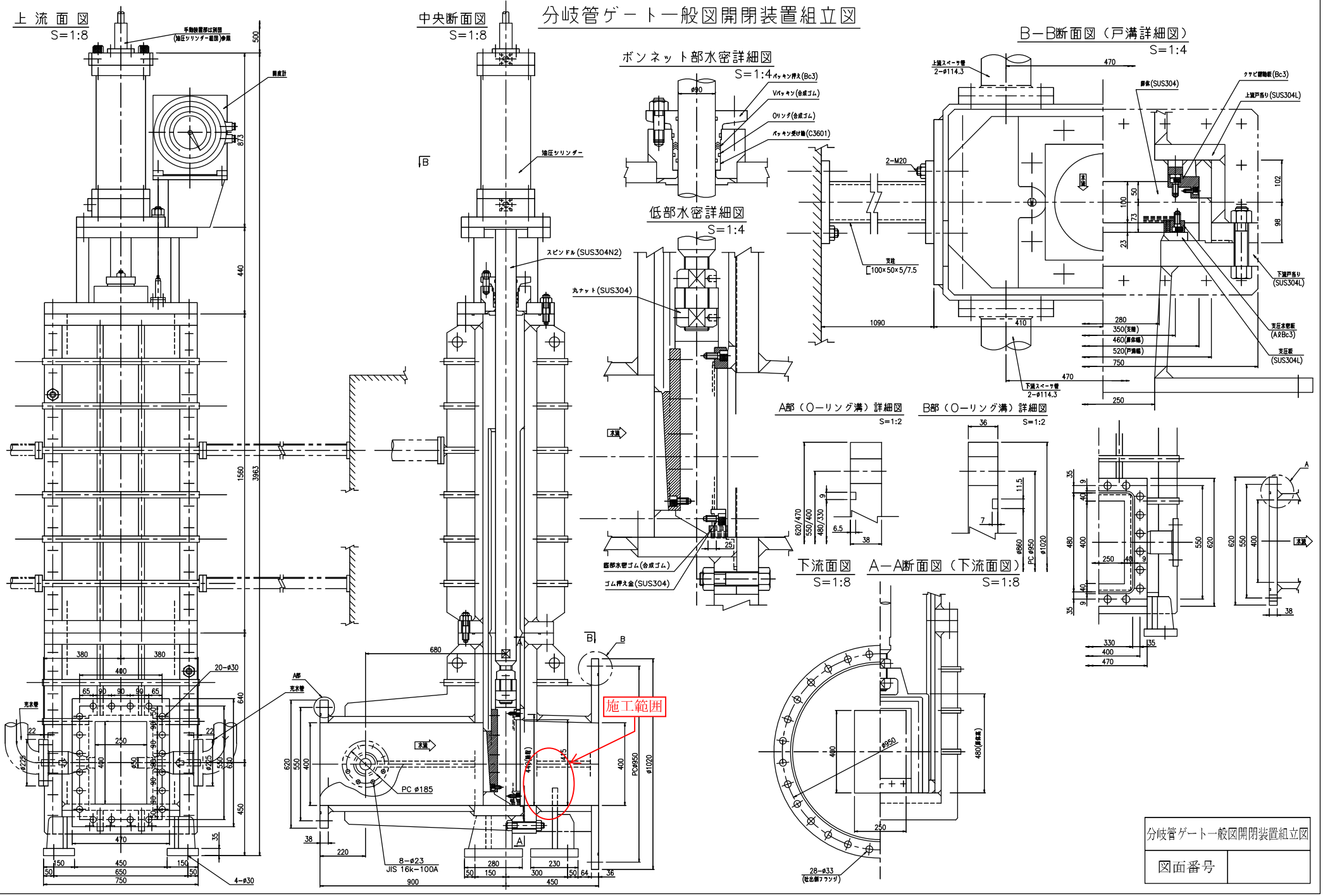


A－A

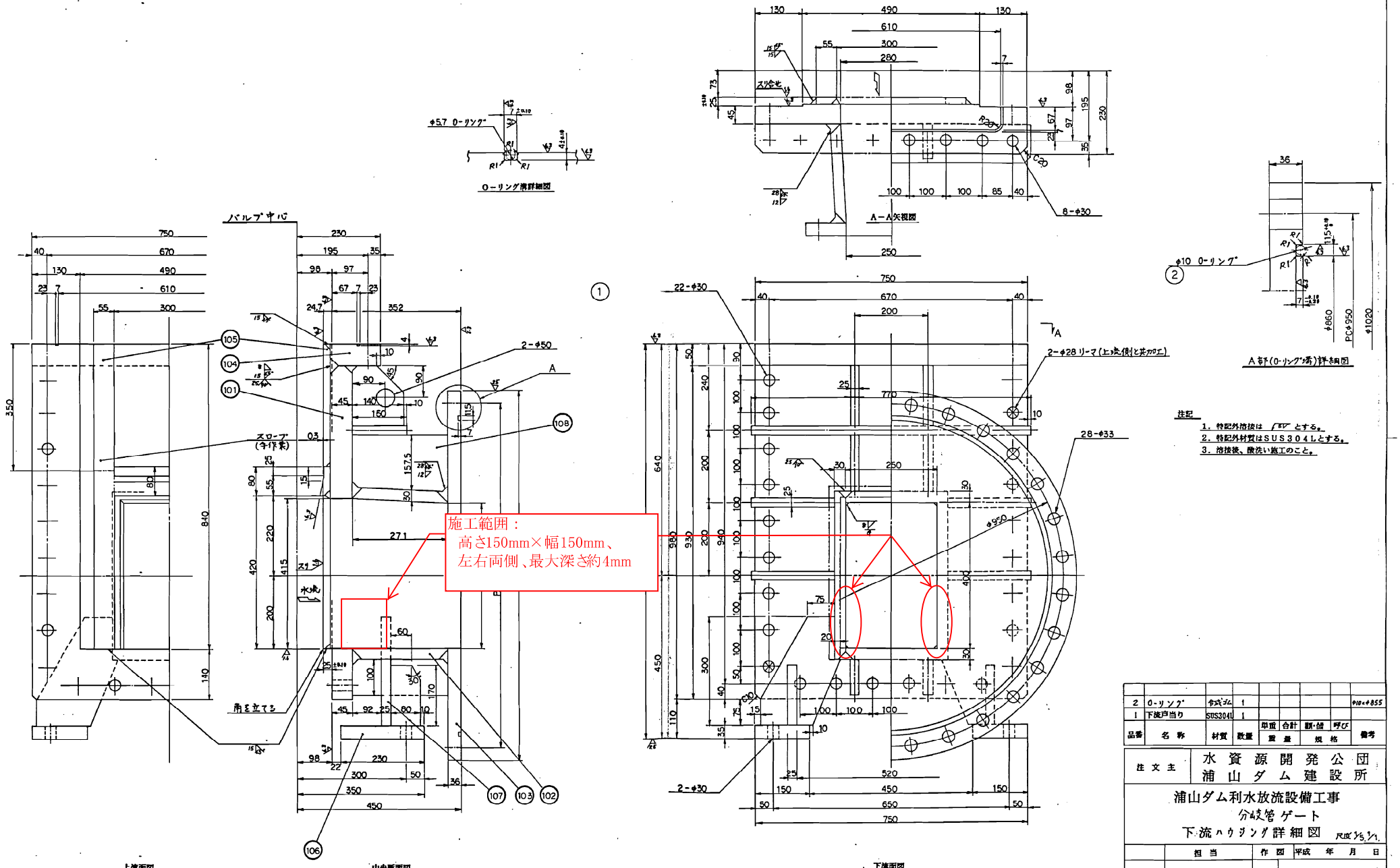


放流設備	
利水放流設備	
全体配置図	
図面番号	

分岐管ゲート一般図開閉装置組立図



分岐管ゲート一般図開閉装置組立図	
図面番号	



品番	名称	材質	数量	単重	合計	副・舗	呼び	規格	備考
2	O-リング	合成ゴム	1					φ10×φ855	
1	下流戸当り	SUS304L	1						

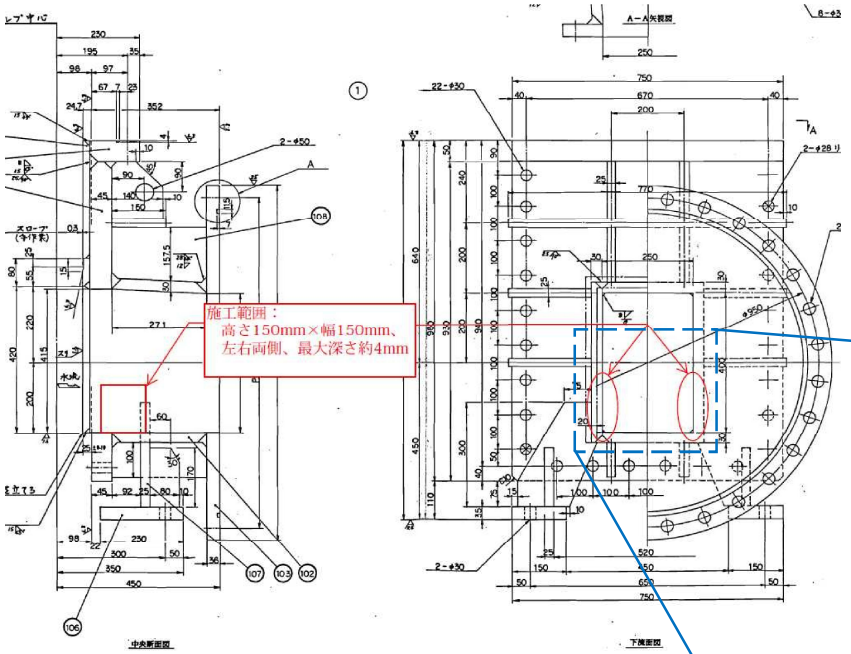
注文主	水資源開発公団 浦山ダム建設所

浦山ダム利水放流設備工事
分岐管ゲート
下流ハウジング詳細図
尺度 1/5, 1/1

担当			作図	平成 年 月 日
畠	菅	大金	整番	小主－4
			図番	2638603

日立・佐藤特定建設工事共同企業体

現地写真



右岸側補修対象箇所

左岸側補修対象箇所



工事名	浦山ダム分岐管ゲート吐出管補修		
写真名称	分岐管ゲート内写真		
登録番号	－	整理番号	－
事務所名	独立行政法人水資源機構　荒川ダム総合管理所		

現地写真

右岸側補修対象箇所



左岸側補修対象箇所



工事名	浦山ダム分岐管ゲート吐出管補修		
写真名称	分岐管ゲート内写真		
登録番号	－	整理番号	－
事務所名	独立行政法人水資源機構　荒川ダム総合管理所		

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長　山中　充治　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年11月９日に交付された「浦山ダム分岐管ゲート吐出管補修」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

メールアドレス：

◆　くじ用数字

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値
1 2 3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127
127÷2者=63 余り 1
・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例）・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128
128÷3者=42 余り 2
・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。

（案）

請　　書

１　件　　名　　浦山ダム分岐管ゲート吐出管補修

２　場　　所　　埼玉県秩父市荒川久那地内　浦山ダム

３　期　　間　　自　令和 ８ 年　　月　　日
　　至　令和 ９ 年 ３ 月１９日

４　請負代金額　　￥０，０００，０００．－
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥０００，０００．－）

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 ８ 年　　月　　日

受　注　者　○○○○○

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長　山中　充治　殿

契　約　条　項

第１条　受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第３条　受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第４条　この契約の履行内容が第１条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第５条　受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

３　発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

５　受注者が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前４項の規定を適用する。

第６条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第７条　受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第６条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第８条　受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第９条　発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当

該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条　受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一　発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二　発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

５　発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

６　受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

７　受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

８　発注者は、受注者が第１項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

９　受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（専属的合意管轄）

第12条　発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い秩父簡易裁判所又はさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条　この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。